

平成二十年一月十一日受領
答弁第三六七号

内閣衆質一六八第三六七号

平成二十年一月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応に関する

再質問に対する答弁書

一について

外務省としては、本件発生直後より外交経路等を通じてロシア側に対し、だ捕された船体及び乗組員全員の即時解放を累次にわたり求めている。

二について

先の答弁書（平成十九年十二月二十五日内閣衆質一六八第三三五号）四についてでお答えしたとおり、乗組員の解放に関するロシア側の意思決定はモスクワの中央当局において行われていることから、外務省として、在ロシア連邦日本国大使館を通じ、また、その他の外交経路を通じ、ロシア連邦政府に対し、だ捕された船体及び乗組員全員の即時解放を累次にわたり求めており、外務省職員を国後島に派遣するとの考えは有していない。

三から五までについて

外務省としては、引き続き御指摘の船体の引渡しを求めて外交経路等を通じてロシア連邦との間で交渉

を行っているところであるが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後の交渉に支障を来すことから、差し控えたい。

六及び七について

北方四島は、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、現在、政府として、北方四島において、これらの島々に居住しているロシア連邦国民を幅広く対象とした調査を行うことが事実上できない状況にある。他方、外務省としては、ロシア連邦との間の平和条約締結問題の解決に寄与することを目的として、同問題が解決されるまでの間、日本国民と北方四島に居住するロシア連邦国民との間の相互理解の増進を図ることが重要であると考えており、北方四島に居住するロシア連邦国民の意識を含む北方四島における情勢の把握に努めている。

八について

外務省として、ロシア側に対し累次にわたり、御指摘の墓参団のラシコマンベツ墓地への上陸訪問の中止について遺憾の意を申し入れている。